平成２５年（フ）第３４２号
千葉市緑区土気町1591番地
破産者　有限会社髙橋寿司
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３４３号
千葉県佐倉市表町３丁目１番地８
破産者　髙橋　一平
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２６５号
東京都中央区新富２丁目２番14号
破産者　キュリアスパートナー株式会社
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６６号
相模原市中央区上溝1686番地の５
破産者　有限会社井上建基
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２４０号
静岡市駿河区丸子5937番地
破産者　有限会社カスヤ商事
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４１号
静岡市駿河区丸子5937番地
破産者　株式会社丸子塩化ビニール加工
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７５９号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目８番26号
破産者　株式会社ビズワークス
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２８号
神戸市兵庫区荒田町１丁目18番２号
破産者　東部生花株式会社
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５９号
岡山県笠岡市美の浜８番地の10
破産者　笠興海運有限会社
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２０５号
大分市大字津留字六本松1941番地の２
破産者　株式会社大分図面
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１７８号
北海道旭川市秋月２条２丁目６番４号サンシャインＢ棟103号室
破産者　大地ファーム株式会社
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６８号
栃木県那須塩原市高林377番地１
破産者　株式会社きくち
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第２２号
千葉県館山市館山976番地１
破産者　株式会社丸三石井工業
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第２３号
千葉県館山市館山976番地の１
破産者　石井　千春
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第２４号
千葉県館山市館山976番地の１
破産者　石井　敬子
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第２７号
千葉県館山市館山976番地の２
破産者　村田　秀雄
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第１１２９号
神奈川県茅ヶ崎市堤3830番地
破産者　有限会社湘東建興
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５９号
静岡県湖西市新居町中之郷3623番地の127
破産者　有限会社松本鉄工
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
熊本県上益城郡山都町滝上50番地の１
破産者　有限会社南阿蘇ナチュラルファーム
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２号
山梨県甲府市住吉３丁目26番16号
破産者　伏見　直樹
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０１８号
札幌市西区西町南10丁目４番16号　三和マンション102号
破産者　山田　城大
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２１０号
札幌市白石区南郷通２丁目南２番11号　刀根アパート202号、開始決定時の住所札幌市白石区南郷通２丁目南２番11号　刀根荘201号
破産者　合田　　貢
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部